

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 章 輸入通関関係 第 1 節 輸入申告 (輸入申告時の関係書類等の提出) 1－4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分 1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。 (1) (省略) (2) 簡易審査扱い(区分 1)となった輸入申告の場合 原則として輸入申告控及び添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからトまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)とし、チに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。 イ及びロ (省略) ハ <u>EPA 税率(経済連携協定(暫定法第 7 条の 7 に規定する経済連携協定をいう。))における関税についての特別の規定による便益による税</u>	第 5 章 輸入通関関係 第 1 節 輸入申告 (輸入申告時の関係書類等の提出) 1－4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分 1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。 (1) (同左) (2) 簡易審査扱い(区分 1)となった輸入申告の場合 原則として輸入申告控及び添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからトまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)とし、チに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。 イ及びロ (同左) ハ <u>EPA 税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告</u>(当該貨物が特例輸入者に係る特例申

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

<u>率をいう。後記 15－1 (6)ハにおいて同じ。) の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令 (昭和 29 年政令第 150 号) 第 61 条第 1 項第 2 号イ (1) に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ (2) に規定するオーストラリア協定原産品申告書 (この項及び後記 15－1 (6)ハにおいて「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。) 又は特惠税率 (暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下同じ。) の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令 (昭和 35 年政令第 69 号) 第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告 (当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が<u>締約国原産地証明書等又は原産地証明書</u>の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。)</u> <u>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) に規定するオーストラリア原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68－5－11 の 4 の規定に準じて行うものとし、同項 (2) ハ (イ) のオーストラリア協定第 3・3 条に規定する完全に得られる産品の場合には輸入申告書の記事欄に「JAEPA W0」の入力を行うものとし、同項 (2) ハ (ロ) の事前照会に対する文書回答書に係る登録番号の輸入申告書への入力、輸入承認証番号等欄又は記事欄を行うものとする。</u> ニ 協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を	告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。) ニ 協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を
---	--

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

要する輸入申告（関税法基本通達 68－3－7 の方法により関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。） ホ～チ （省略） (3) （省略）	要する輸入申告（関税法基本通達 68－3－7 の方法により関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。） ホ～チ （同左） (3) （同左）
第 3 節 輸入（引取）申告 （輸入（引取）申告事項の登録） 3－1 輸入（引取）申告（特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、この章第 1 節（1－3 及び 1－4(2)イを除く。）に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「輸入（引取）申告控」と読み替えるものとする。 なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI○RAN：TEIRITSUHOU（又は ZANTEIHOU）○－○	第 3 節 輸入（引取）申告 （輸入（引取）申告事項の登録） 3－1 輸入（引取）申告（特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、この章第 1 節（1－3 及び 1－4(2)イを除く。）に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「輸入（引取）申告控」と読み替えるものとする。 なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI○RAN：TEIRITSUHOU（又は ZANTEIHOU）○－○

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

TEKIYOUYOTEI」 と入力することを求めるものとする。 (1)～(6) (省略) (7) 関税暫定措置法施行令第 23 条第 4 項 また、輸入（引取）申告控については、航空貨物であって、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合に限り、税関控用 1 部の提出を求めるものとする。 第 15 節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出 (輸入申告等時の添付書類等の提出) 15－1 輸入申告又は輸入（引取）申告又はマニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めないものとする。 (1)～(5) (省略) (6) 次に掲げる輸入申告等であって原本を書面により提出又は提示する必要があるものについては、輸入の許可の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該原本に輸入申告番号等を付記して提出又は提示することを求めるものとする。ただし、輸入申告等の審査終了の前に当該原	TEKIYOUYOTEI」 と入力することを求めるものとする。 (1)～(6) (同左) (7) 関税暫定措置法施行令(昭和 35 年政令第 69 号)第 23 条第 4 項 また、輸入（引取）申告控については、航空貨物であって、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合に限り、税関控用 1 部の提出を求めるものとする。 第 15 節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出 (輸入申告等時の添付書類等の提出) 15－1 輸入申告又は輸入（引取）申告又はマニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めないものとする。 (1)～(5) (同左) (6) 次に掲げる輸入申告等であって原本を書面により提出又は提示する必要があるものについては、輸入の許可の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該原本に輸入申告番号等を付記して提出又は提示することを求めるものとする。ただし、輸入申告等の審査終了の前に当該原
--	---

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

本を書面により確認する必要があると認められる場合には、当該原本の書面による提出又は提示を求め、書面により確認した上で審査終了の登録を行うこととする。 イ及びロ (省略) ハ <u>E P A 税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書等 (関税法基本通達 68-5-11 の 2 に規定する原産地申告に係る書面及び前記 1-4 (2) ハに規定するオーストラリア協定原産品申告書を除き、関税法施行令第 61 条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているもの (同条第 4 項に規定する締約国品目証明書を除く。)</u>を含む。以下この項において同じ。)又は特惠税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告等 (当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が<u>締約国原産地証明書等又は原産地証明書</u>の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。) <u>なお、オーストラリア協定原産品申告書の提出は、書面 (その写しを含む。)</u>又は電磁的記録により提出することができるので留意すること。 ニ 協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告等 (関税法基本通達 68-3-7 の方法により関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場	本を書面により確認する必要があると認められる場合には、当該原本の書面による提出又は提示を求め、書面により確認した上で審査終了の登録を行うこととする。 イ及びロ (同左) ハ E P A 税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告等 (当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。) ニ 協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告等 (関税法基本通達 68-3-7 の方法により関税法施行令<u>(昭和 29 年政令第 150 号)</u>第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者
---	---

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。) ホ及びヘ (省略) (7) (省略) (別表) 汎用申請対象手続一覧	に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。) ホ及びヘ (同左) (7) (同左) (別表) 汎用申請対象手続一覧																												
【通関・収納・評価・関税監査官・通関業監督官関係】	【通関・収納・評価・関税監査官・通関業監督官関係】																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 欄～第 27 欄 (省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>高糖度原料糖の使用に係る業務の報告</td><td>暫定令第 33 条第 17 項</td></tr> <tr> <td>第 29 欄～第 32 欄 (省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>特定用途 (再輸出) 免税貨物用途外使用届 (再輸出免税貨物)</td><td>定率法第 17 条第 1 項 定率令第 37 条第 1 項 定率基 17－3 (1)</td></tr> <tr> <td>第 34 欄～第 40 欄 (省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>製造用原料品の譲許の便益の適用申請</td><td>暫定法第 9 条の 2 第 1 項 暫定令第 33 条の 5 第 1 項</td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	第 1 欄～第 27 欄 (省略)	(省略)	高糖度原料糖の使用に係る業務の報告	暫定令第 33 条第 17 項	第 29 欄～第 32 欄 (省略)	(省略)	特定用途 (再輸出) 免税貨物用途外使用届 (再輸出免税貨物)	定率法第 17 条第 1 項 定率令第 37 条第 1 項 定率基 17－3 (1)	第 34 欄～第 40 欄 (省略)	(省略)	製造用原料品の譲許の便益の適用申請	暫定法第 9 条の 2 第 1 項 暫定令第 33 条の 5 第 1 項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr> <tr> <td>第 28 欄～第 31 欄 (同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>特定用途 (再輸出) 免税貨物用途外使用届 (再輸出免税貨物)</td><td>定率法第 15 条第 1 項 定率令第 37 条第 1 項 定率基 17－3 (1)</td></tr> <tr> <td>第 33 欄～第 39 欄 (同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(同左)	(同左)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	第 28 欄～第 31 欄 (同左)	(同左)	特定用途 (再輸出) 免税貨物用途外使用届 (再輸出免税貨物)	定率法第 15 条第 1 項 定率令第 37 条第 1 項 定率基 17－3 (1)	第 33 欄～第 39 欄 (同左)	(同左)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
手続名称	根拠法令等																												
第 1 欄～第 27 欄 (省略)	(省略)																												
高糖度原料糖の使用に係る業務の報告	暫定令第 33 条第 17 項																												
第 29 欄～第 32 欄 (省略)	(省略)																												
特定用途 (再輸出) 免税貨物用途外使用届 (再輸出免税貨物)	定率法第 17 条第 1 項 定率令第 37 条第 1 項 定率基 17－3 (1)																												
第 34 欄～第 40 欄 (省略)	(省略)																												
製造用原料品の譲許の便益の適用申請	暫定法第 9 条の 2 第 1 項 暫定令第 33 条の 5 第 1 項																												
手続名称	根拠法令等																												
(同左)	(同左)																												
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																												
第 28 欄～第 31 欄 (同左)	(同左)																												
特定用途 (再輸出) 免税貨物用途外使用届 (再輸出免税貨物)	定率法第 15 条第 1 項 定率令第 37 条第 1 項 定率基 17－3 (1)																												
第 33 欄～第 39 欄 (同左)	(同左)																												
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																												

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

	<u>暫定基 9 の 2-11</u>		
第 42 欄～第 92 欄 (省略)	(省略)	第 40 欄～第 90 欄 (同左)	(同左)
【保税関係】		【保税関係】	
手続名称	根拠法令	手続名称	根拠法令等
第 1 欄～第 77 欄 (省略)	(省略)	(同左)	(同左)
飼料製造用原料品製造終了届	定率法第 13 条第 5 項、 <u>暫定法 9 条の 2 第 5 項</u> 定率令第 9 条、 <u>暫定令第 33 条の 7</u> 定率基 13-14、 <u>暫定基 9 の 2-15</u>	飼料製造用原料品製造終了届	定率法第 13 条第 5 項 定率令第 9 条 定率基 13-14
第 79 欄 (省略)	(省略)	第 79 欄 (同左)	(同左)
<u>製造用原料品等の減却の承認申請</u> <u>(オーストラリア協定に基づく製造用原料品)</u>	<u>暫定法第 9 条の 2 第 7 項ただし書</u> <u>暫定令第 33 条の 9 第 2 項</u> <u>暫定基 9 の 2-18</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
第 81 欄 (省略)	(省略)	第 80 欄 (同左)	(同左)
<u>製造用原料品等の譲渡届 (オーストラリア協定に基づく製造用原料品)</u>	<u>暫定令第 33 の 10</u> <u>暫定基 9 の 2-20</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
第 83～第 84 欄 (省略)	(省略)	第 81 欄～第 82 欄 (同左)	(同左)
製造用原料品の用途外使用等の承認申	暫定法第 9 条の 2 第 6 項ただ	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新旧対照表

別紙 4

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

	<u>請 (オーストラリア協定に基づく製造用 原料品)</u>	<u>し書</u> <u>暫定令 33 条の 8</u> <u>暫定基 9 の 2 -16</u>			
	<u>第 86 欄～第 92 欄</u> (省略)	(省略)		<u>第 83 欄～第 89 欄</u> (同左)	(同左)